

# コロナ対策 + 1 SDGs アクション補助事業 公募要領

対 象 者	相模原市内に活動の本拠となる事務所等を有する法人又は団体
対 象 経 費	テイクアウト用非プラスチック容器等購入経費 台座に津久井産材を使用したアクリルパーテーション購入経費 3密回避対策やテイクアウト、デリバリー等のPR経費 デリバリー用電動バイク購入経費
補 助 額 等	～ : 上限10万円(補助率10/10) 上限の範囲で併用可 : 上限30万円(補助率1/2)
事業実施期間	令和2年10月1日～令和3年1月15日
申請受付期間	令和2年10月1日～令和2年10月31日(消印有効)
選 定 方 法	受付期間終了後に書類審査を行い、交付の可否を決定 受付終了時点で予算上限に達していた場合は、抽選により対象者を決定
申 請 方 法	郵送で、下記送付先にお送りください。 申請書類は、以下のURLからダウンロードしてください。 <a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/seisaku/1016918.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/seisaku/1016918.html</a>

## 送付先・問い合わせ先

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 市長公室 総合政策部 政策課 SDGs推進室

電 話 042-769-9224

メール [sdgs@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:sdgs@city.sagamihara.kanagawa.jp)

問合せ 土曜、日曜、祝日を除く8:30から17:15まで

# 補助事業概要

## 1 補助の目的

事業者が、新型コロナウイルス感染症対策として3密回避策や飛沫感染防止策を講じる際に、SDGsの視点を持って取り組むための経費に対して補助を行うことで、事業者等のコロナ対策にかかる経済的負担の軽減を図るとともに、SDGsの取組を後押しするものです。

## 2 申請者（補助対象者）の要件

- (1) 相模原市内に活動の本拠となる事務所等があり、本市で活動する事業者・団体であること
- (2) 営業許可など行政庁からの必要な許認可等を受けていること
- (3) 市税の滞納がないこと
- (4) 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団や、代表者、役員又はその他事業に携わる者に、暴力団員に該当するものがある法人等ではないこと。

## 3 事業実施期間

対象となる事業は、令和2年10月1日から令和3年1月15日までに実施した事業となります。

10月1日以降に発注して、令和3年1月15日までに納品かつ支払いが完了したものが対象となります。

## 4 申請受付期間

10月1日～10月31日(予算上限に達した場合は11月上旬に抽選を実施します。なお、10月31日までに予算上限に達しない場合は申請受付期間を延長します。)

## 4 他の補助金との重複について

同一事業者が同一内容で、国、県、市等が行う補助事業等との重複申請はできません。なお、対象経費・事業が明確に区分できる内容であれば、申請可能です。

## 5 消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税は補助対象外です。税抜きで補助金の申請を行ってください。

## 補助対象経費、補助額、補助率等

### テイクアウト用非プラスチック容器等購入経費

#### ○ 補助対象経費

テイクアウトやデリバリーの際に使用する、非プラスチック製容器等の購入に係る経費。

#### 具体例

- ・紙製容器
- ・パルプモールド製容器
- ・植物由来容器（バガス・バンブー等）
- ・木製スプーン
- ・草ストロー
- 等

#### ○ 補助額

上限10万円（対象経費の10/10）

#### ○ その他

- ・原則市内事業者から購入してください
- ・食品衛生法、食品表示法等の関係法令を遵守してください
- ・ピザボックスなど、一般的に紙で提供されている容器は補助の対象外となります。
- ・補助金交付後、市のホームページで脱プラ推進店として紹介させていただきます。

### 津久井産材を使用したアクリルパーテーション購入経費

#### ○ 補助対象経費

飛沫感染防止対策として、台座に津久井産材を使用したアクリルパーテーションの購入に係る経費

#### ○ 補助額

上限10万円（対象経費の10/10）

#### ○ その他

- ・市が配布するシールを貼り付けてください
- ・別紙に記載する市が指定する事業者から購入してください

## 感染防止対策やデリバリー、テイクアウトのPRに要する経費

### ○ 補助対象経費

3密回避策や飛沫感染防止策を講じていることや、デリバリー、テイクアウトを行っていることをPRするためのチラシの作成や、ホームページの作成(改修)に係る経費

### ○ 補助額

上限10万円(対象経費の10/10)

### ○ その他

- ・原則市内事業者へ発注してください
- ・チラシ、ホームページに自社のSDGsに関する取組を掲載するとともに、SDGsカラーホイールや各ゴールのロゴマークを記載してください。(ロゴマークの使用に当たっては、ガイドラインを遵守してください)
- ・チラシについては、できる限り環境に配慮した紙等を使用してください。(FSC認証等)

## デリバリー用電動バイクの購入経費

### ○ 補助対象経費

飲食店等がデリバリーに使用するために電動バイクを購入するための経費

### ○ 補助額

上限30万円(ただし対象経費の1/2を上限とします)

### ○ その他

- ・新古車、中古車も対象となります。
- ・電動バイクのデリバリー使用への改造経費も対象となります。
- ・補助対象者が購入し、代金の支払いが完了していることが条件となります。
- ・経済産業省の「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」との併用は可とします。
- ・市が指定するステッカーを貼り付けてください。
- ・補助金交付後、市のホームページで紹介をさせていただきます。

## 複数事業への申請について

、 、 の事業についての複数申請は可としますが、合計額の上限を10万円とします。同一事業者が 、 、 と の両方に申請することはできません。

例1) 非プラ容器(5万円) + テイクアウトPR(5万円) ○

合計額が10万円以下のため可

例2) パーテーション(6万円) + 感染防止対策PR(5万円) ×

合計額が10万円を超えるため不可

例3) 非プラ容器(2万円) + 電動バイク ×

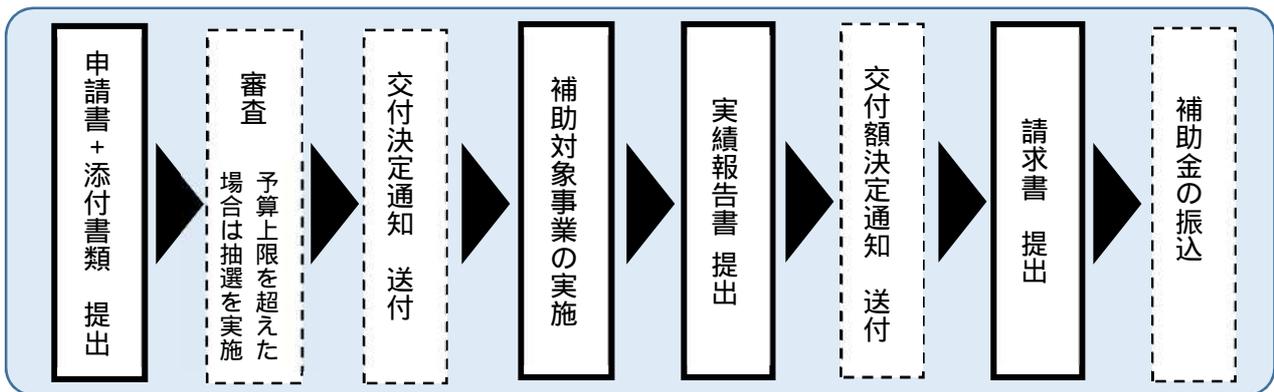
電動バイクと他の事業の複数申請は不可

## 手続きの流れ・必要書類等

### 1 申請手続きの流れ

申請手続きの流れは、次のとおりです。

申請者にやっていただくのは  部分です



## 2 必要書類

### 申請時

- ・補助金交付申請書
- ・事業活動等の内容が分かる書類（事業所等のHPやパンフレット、又は事業所等の写真）
- ・購入予定物品等の見積書又は価格の分かる書類

### 実績報告時

- ・補助事業実績報告書
- ・領収書の写し又は支払い実績の確認できる書類
- ・購入物品等の写真（チラシ作成の場合は実際に作成したチラシ、HP作成の場合はURL）

### 補助金請求時

- ・補助金請求書
- ・通帳のコピー（振込口座及び口座名義人の分かる部分）
- ・補助金交付決定通知書、補助金の額確定通知書の写し

交付申請書、実績報告書、請求書は市ホームページからダウンロードできます。

## 交付決定

提出のあった申請書類については適宜審査を行い、必要があると認めるときは、申請者へ電話等でのヒアリングを行う場合があります。

### 10月31日までに...

予算上限を超えない場合



審査を通った申請について、交付決定通知をお送りします。

予算上限を超えた場合



審査を通った申請について、抽選を実施し、  
当選者に交付決定通知をお送りします。

## 実績報告

補助事業実施（納品・支払いの完了）後、速やかに「補助事業実績報告書」に必要書類を添えてご提出ください。

速やかにご提出いただけない場合、補助金を交付できなくなる場合があります。

## 補助金の交付等

- 実績報告に基づき審査を行い（必要に応じて現地調査等を行います）交付額を決定し、「交付額決定通知書」を送付します。
- 「交付額決定通知書」を受理後、速やかに請求書をご提出ください。  
速やかにご提出いただけない場合、補助金を交付できなくなる場合があります。
- 請求日から30日以内に指定口座に振り込みます。

## その他

### 1 申請内容の変更・中止等

申請内容等の変更・中止には市長の承認が必要となりますので、速やかに補助事業等計画変更（中止・廃止）申請書により届出を行ってください。

変更が認められる場合（次の全てに該当する必要があります。）

- ・事業の実施前に変更の申請をした場合。
- ・申請者の責によらない場合又は当該変更が合理的と認められる場合
- ・変更前の補助対象経費に対し減額する場合。（増額は認められません。）

補助事業等計画変更（中止・廃止）申請書は市ホームページよりダウンロードできます。

## 2 交付決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金を返還していただくことがあります。

- ・ 偽りその他不正な手段で補助金の交付を受けたとき
- ・ 実績報告書等必要な書類を提出しなかった等、交付に関する手続きを怠ったとき
- ・ その他市長が交付決定を取り消すことが適当であると認めるとき

## 3 取得財産の管理

この補助事業により取得した財産の所有権は、申請者に帰属しますが、財産管理、処分等には次の制限があります。

- ・ 補助事業により取得した財産は、補助事業終了後も善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って効果的な運用をはからなければなりません。
- ・ 補助事業により取得した財産の転売等が発覚した場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金は返還していただきます。
- ・ 補助金で取得した次の財産を、次の処分制限期間内に処分する必要がある場合は、事前に市長の承認を受ける必要があります。

アクリルパーテーション	1年
電動バイク	3年

別紙

津久井産材アクリルパーテーション指定販売事業者

名 称	住 所	連 絡 先
一般社団法人 さがみ湖 森・モノづくり 研究所	相模原市緑区与瀬 2 6 9	042-649-0422
菊屋浦上商事株式会社	相模原市中央区相模原 6-26-7	042-754-9211
株式会社ユニックス	相模原市南区麻溝台 6-17-6	042-748-9836
株式会社ケイ・アース	相模原市中央区相生 4-9-20	042-707-9307